

-文部科学省-

特定の支出等のために運営費交付金が交付された場合について、中期目標期間の最後の事業年度における積立金の処分に係る承認申請に当たり、資金を有効に活用するため、次の中期目標期間に使用が見込まれる額を基に繰り越すべき積立金の額を適切に算定しなければならないことを各国立大学法人に周知徹底することにより、積立金の額を適切な規模とするよう改善させたもの

・家計急変に係る運営費交付金のうち第4期中期目標期間に繰り越す積立金が適切な規模となつていなかつた69国立大学法人の積立金の額と所要見込額の試算との開差額 16億4058万円

1 運営費交付金等の概要

(1) 家計急変に係る運営費交付金等の概要

文部科学省は、新型コロナウイルス感染症の影響によって家計が急変した世帯の学生等(以下「家計急変世帯等の学生」)に対して国立大学等が行う独自の授業料等の軽減措置を実施するための経費を支援するために、令和2年度第1次補正予算及び令和2年度第2次補正予算により、各国立大学法人に運営費交付金として計48億0189万円を交付している(これに係る運営費交付金を「家計急変に係る運営費交付金」)。

一方で、国は、令和2年度から、大学等における修学の支援に関する法律に基づく授業料等減免等(以下「修学支援新制度」)を行つており、大学独自の制度による支援の対象のうち、修学支援新制度による支援の対象にもなる学生については、修学支援新制度による支援を優先して行うこととなつてゐる。

(2) 特定の支出等のために交付されている運営費交付金の会計処理

国立大学法人は、国立大学法人法等に基づき、業務の財源に充てる資金として、毎事業年度、国から運営費交付金が交付されている。そして、特定の支出等のために運営費交付金が交付される場合には、中期目標期間の最後の事業年度において残余の額を全額収益に振り替えることとなつてゐる。

国立大学法人の利益の処分等については、損益計算において利益を生じたときは、前事業年度から繰り越した損失を埋めて、なお残余があるときは、その残余の額は、積立金として整理することとなつてゐる。そして、積立金の処分については、次の中期目標期間の業務の財源に充てるために文部科学大臣の承認を受けた額を繰り越すことができるとともに、当該承認を受けた額を控除してなお残余があるときは、その残余の額を国庫に納付しなければならないこととなつてゐる。一方、中期目標期間中における積立金の国庫納付に係る制度は設けられていない。

2 検査の結果

85国立大学法人に交付された家計急変に係る運営費交付金48億0189万円を対象に検査した。

(1) 家計急変に係る運営費交付金債務の残高等

文部科学省は、85国立大学法人に対して2事業年度の家計急変世帯等の学生に対する支援に要する見込額(以下「支援見込額」)について調査を行つており、その調査における各国立大学法人の支援見込額に7を乗じて交付額を算定するなどしていた。

そして、85国立大学法人の家計急変に係る運営費交付金債務の残高は、2事業年度末41億4241万円(家計急変に係る運営費交付金の交付額に対する未執行率86.3%)、3事業年度末計36億9736万円(同77.0%)となつてゐた。

また、3事業年度末における家計急変に係る運営費交付金の交付額に対する未執行率を各国立大学法人別にみると、80%以上90%未満となつてゐる国立大学法人が29法人、90%以上となつてゐる国立大学法人が18法人あり、この中には、執行が全くない国立大学法人が8法人あった。

(2) 家計急変に係る積立金の処分に係る承認申請

ア 家計急変に係る積立金の処分に係る承認申請

85国立大学法人において家計急変に係る運営費交付金の残額として第3期中期目標期間終了時の3事業年度末に整理した積立金(以下「家計急変に係る積立金」)の全額が第4期中期目標期間に繰り越されていた。そこで、家計急変に係る積立金の全額を繰り越すこととした理由を85国立大学法人に確認したところ、文部科学省が4年3月に各国立大学法人宛てに発した事務連絡において、3事業年度の残額については所要の手続を経た上で4事業年度に繰り越す予定と記載されているためとする国立大学法人が79法人(92.9%)と大多数となっていた。

現に、85国立大学法人は、承認申請に当たり、家計急変に係る授業料等減免の所要見込額(以下「所要見込額」)の算定を行っておらず、文部科学省においても、当該承認申請の審査に当たり各国立大学法人に問い合わせることなどはしておらず、各大学における4事業年度以降の所要見込額を把握していなかった。しかし、積立金の処分については、各国立大学法人における承認申請及び文部科学省におけるその審査に当たって次の中期目標期間の所要見込額を基にした判断を行い、これを控除してなお残余があるときはその残余の額を国庫に納付する必要があったと認められた。

したがって、各国立大学法人において、承認申請に当たり所要見込額の算定を行っていないかったこと、及び文部科学省においてその審査に当たり所要見込額を勘案していなかったことは、第4期中期目標期間に繰り越す家計急変に係る積立金の規模を適切なものとし、資金を有効に活用する観点から、適切ではないと認められた。

イ 所要見込額の試算

各国立大学法人における4事業年度から9事業年度までの6年間において、大学独自の制度を考慮しつつ、家計急変に係る運営費交付金の3事業年度の執行額と同水準の執行が見込まれることとして、85国立大学法人における所要見込額を機械的に試算すると計26億3414万円となった。そして、85国立大学法人のうち、第4期中期目標期間に繰り越された家計急変に係る積立金が上記の所要見込額の試算額と比べて多額となっているものは69国立大学法人であり、当該69国立大学法人における家計急変に係る積立金計28億9841万円と所要見込額の試算額計12億5782万円とを比べると、計16億4058万円の開差が生じていた。

このように、文部科学省において、各国立大学法人から提出された家計急変に係る積立金の処分に係る承認申請の審査に当たり、各国立大学法人における所要見込額を勘案せず、85国立大学法人において家計急変に係る積立金の全額が繰り越されたことにより、69国立大学法人において家計急変に係る積立金の規模が第4期中期目標期間における家計急変に係る授業料等減免の実施規模に対応した適切な規模となっていなかった事態は適切ではなく、改善の必要があると認められた。

3 文部科学省が講じた改善の処置

文部科学省は、5年8月に、各国立大学法人に対して通知を発出し、特定の支出等のために運営費交付金が交付された場合について、中期目標期間の最後の事業年度における積立金の処分に係る承認申請に当たっては、資金を有効に活用するため、次の中期目標期間に使用が見込まれる額を適切に算定しなければならないことを周知徹底することにより次の中期目標期間に繰り越す積立金の額を適切な規模とすることとする処置を講じた。